

(案)

## 矢田教育の森公園におけるスポーツ施設設置運営事業にかかる基本協定書

矢田教育の森公園におけるスポーツ施設設置運営事業（以下「本事業」という。）に関して、大阪市（以下「甲」という。）と【 事業者 】（以下「乙」という。）は、「東住吉区矢田南部地域まちづくりビジョン（以下「ビジョン」という。）」に掲げる地域のにぎわい創出への貢献及び公園の魅力向上を目的として、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲が実施した矢田教育の森公園におけるスポーツ施設設置運営事業者募集プロポーザルにより、乙が本事業にかかる事業者として選定されたことを確認するとともに、本事業の円滑な実施に向けて、甲乙双方の義務、役割分担、費用負担等について定める。

(企画提案内容等の遵守)

第2条 乙は、矢田教育の森公園におけるスポーツ施設設置運営事業者募集プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）に記載の内容を十分に理解し、これに合意したことを確認する。

2 乙は、本事業の実施にあたり、前条において乙が提出した企画提案書の内容（以下「企画提案」とする。）を遵守し、本事業の公共性及び趣旨を尊重し、誠意をもって対応しなければならない。また、本事業の事業者選定手続きに係る選定会議及び甲の要望事項（以下「要望事項」という。）を尊重する。

3 企画提案が、社会環境・情勢等の変化及び行政協議・関係者調整により変更された場合、乙は、その変更内容について前項と同様の義務を負う。

4 甲と乙は、本市及び関係者との協議の結果、企画提案及び要望事項の内容を確定することが困難な事項がある場合は、実施要領において示された本事業の目的及び理念に照らして、互いに誠実に協議し、解釈するものとする。

5 乙は、甲との間で第4条に規定する契約を締結した後●か月以内に事業開始しなければならない。ただし、天災等のやむを得ない理由により、事業開始が延期される場合で、その旨について書面により甲の事前承認を得る場合はこの限りではなく、承認された期限を遵守しなければならない。

(事業対象区域)

第3条 本事業の対象区域の位置及び範囲は、別図のとおりとする。

(土地利用に関する契約)

第4条 甲が公園管理者より公園施設設置・管理許可を受けた後、乙は甲との間で公園施設設置・管理許可による土地使用権利の行使にかかる契約（以下「契約」とする。）を締結するものとする。

(役割分担)

第5条 甲及び乙は、ビジョンに掲げることもから大人まで気軽にスポーツ等を楽しめる空間の確保及び公園の魅力向上を目的として、本事業実施に伴う手続きを別表の役割分担並びに費用負担により行うものとする。

2 乙は本事業を実施するにあたり、都市公園法、建築基準法等関係法令及び関係規定を遵守するとともに、ビジョンの内容に沿って事業を実施しなければならない。また、周辺住環境への配慮等、地域との円滑な関係が確保できるよう努めなければならない。

3 乙は、乙が行う協議や各種申請にかかる資料作成にあたっては、当該資料の内容について、あらかじめ甲の確認を受けなければならない。

4 別表によらないものがあるときは甲乙協議のうえで定めるものとする。

(損害賠償責任)

第6条 本事業の実施に当たり、乙の故意又は過失により、第三者又は甲に損害を与えたときは、乙がその損害を、第三者又は甲に賠償するものとする。

2 乙は対象区域内及び本事業実施に伴い発生した事故に関する賠償保険に加入するものとする。

3 甲は、乙の故意又は過失により発生した損害について、第三者に対して賠償を行った場合、乙に対し賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(原状回復義務)

第7条 乙は、事業終了のとき、また契約解除の通知を受けたときは原状回復に要する相当の期間内で甲の指定する期日までに、甲が承認する場合を除き、工作物について原状回復のうえ、甲乙立会のもとに甲に返還しなければならない。

2 乙が前項の義務を怠り又は履行しないときは、甲が代わってこれを施行し、その費用を乙に求償することができる。

3 前項の場合において、乙が損害を受けることがあっても、甲は、その補償の責任を負わない。

(秘密保持)

第8条 甲及び乙は、本事業に関して知り得たすべての情報について守秘義務を負い、当該情報を第三者に開示又は漏えいしてはならず、本事業の目的以外に使用してはならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 公知の情報である場合

(2) 甲及び乙が守秘義務の対象としない情報であることを承諾した場合

(3) 裁判所により開示が命じられた場合

(4) 甲が大阪市情報公開条例に基づき開示を求められた場合

(5) その他法令に基づき開示する場合

2 乙は、その役員、従業員等、本事業の実施に関わる者（以下「関係人」という。）に対し、前

項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、本協定終了後においても、前2項の義務を遵守しなければならない。

(個人情報の保護等)

第9条 乙は、本事業を遂行するに際して知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例、及びその他個人情報の保護に関するすべての関係法令等を遵守し、取扱う責務を負う。

2 乙は、本事業の関係人に前項の義務を遵守させなければならない。

3 乙は、個人情報の漏洩等が生じた場合には、速やかに甲にその内容を報告するとともに、甲の指示に従い、適切な処置を行わなければならない。

4 本条の規定は、本協定終了後もなお有効に存続する。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、第4条に定める契約期間中とする。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、予め甲の承諾を得た場合を除き、本協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、担保その他の権利の用に供し、又は承継させてはならない。

(本協定の変更)

第12条 甲及び乙は、本協定内容を変更する必要がある場合、相当の期間をもって事前に相手方に変更内容を申し出たうえ、甲乙協議し進めるものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第13条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争につき第一審の専属的合意管轄裁判所は大阪地方裁判所とする。

(その他)

第14条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、第1条に定める目的を踏まえ、甲及び乙は誠意をもって協議し定めるものとする。

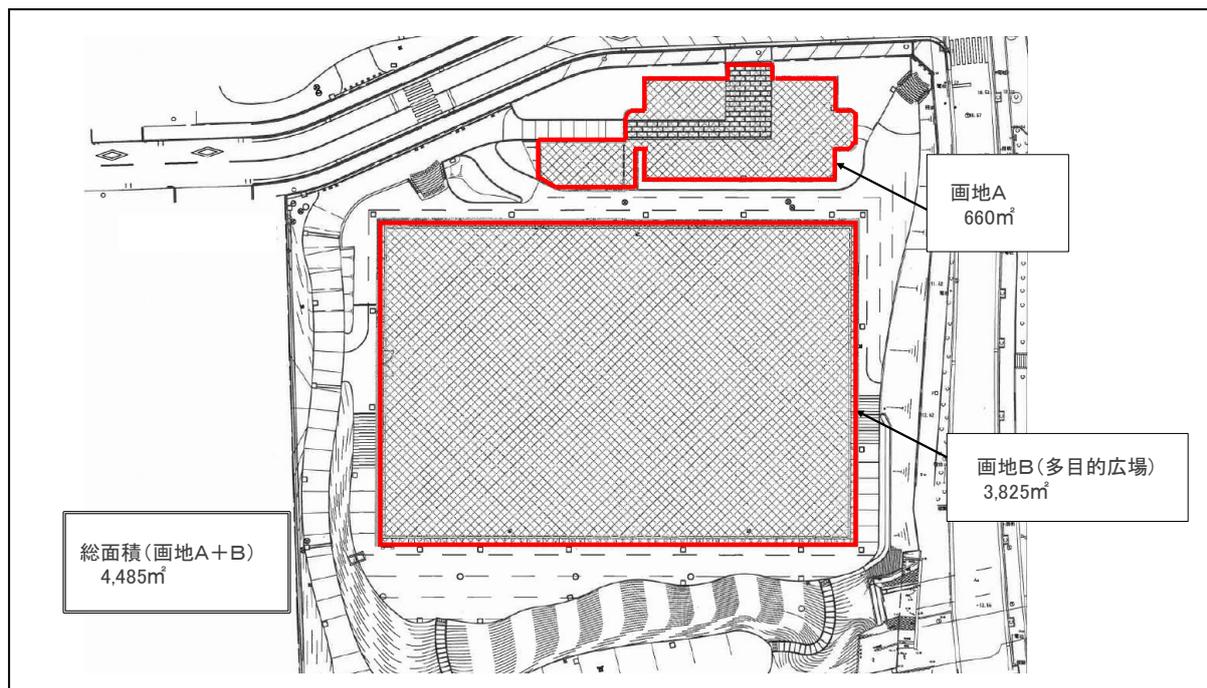
本協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪市東住吉区東田辺一丁目 13 番 4 号  
大阪市  
協定締結担当者 大阪市東住吉区長 藤原 鉄也

乙 《住所》  
《会社名》  
《代表者名》

※添付資料：企画提案書



対象区域図

(役割分担)

内 容	役割・費用分担	
	東住吉区役所	事業者
事業者が提案し選定されたスポーツ施設整備計画について公園管理者と事前協議を行い回答を得ること		○
都市公園法に基づく公園施設設置・管理許可申請にかかる手続きを行い許可を受けること（3年ごと）	○	
公園施設設置・管理許可申請にともなう関係資料を作成し東住吉区役所に提出すること（3年ごと）		○
対象区域内において、スポーツ施設を整備し事業を実施すること		○
事業実施に必要な関係機関との協議及び許認可申請を行うこと		○
利用状況等をまとめた事業報告書を作成し、東住吉区役所に提出すること		○
事業終了後の原状回復		○